

煙火消費許可申請の手引

令和7年4月1日

千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課

平成29年4月1日より千葉市内における煙火消費許可申請等の担当窓口が千葉市消防局となりましたのでご注意ください。

目 次

1 花火大会開催までの準備等	
(1) 花火大会の計画	3
(2) 火薬類取締法による消費許可の申請	3
(3) 注意事項	4
2 煙火消費許可申請書の作成	
(1) 許可申請に必要な書類一覧表	5
(2) 提出書類の様式と記載例	6
(3) 特殊な打揚方法について	17
(4) 打揚従事者の安全確保について	17
(5) 煙火の無許可消費数量	18
3 その他の許可申請・届出・通報等	19
4 煙火消費に係る保安距離基準	
(1) 打揚煙火（スターマインを含む）	20
(2) 仕掛煙火	21
(3) 演出効果用煙火	22
(4) 手筒花火	24
5 千葉県内における煙火消費の中断又は中止に関する指針	25
6 煙火消費許可申請書の提出先	27

1. 花火大会開催までの準備等

(1) 花火大会の計画

花火大会は無理のない日程、無理のないプログラムを検討してください。

- ・煙火業者の選定（業者の実績、必要な従事者の確保、保安管理体制）
- ・会場警備、交通規制、消防活動等に支障のない実施場所の確保
- ・消費内容（会場レイアウト、煙火の種類と適切な演出方法、保安距離等）の検討
- ・関係行政機関への事前相談

(2) 火薬類取締法による消費許可の申請

① 申請先

消費場所を管轄する地域振興事務所に提出してください。なお、市原市にあっては防災危機管理部産業保安課となります。また、千葉市については千葉市消防局予防部指導課となります。（27ページ参照）

消費場所が2つ以上の管轄区域にまたがる場合は、その主たる消費場所の管轄に応じた申請先となります。

消費場所が他都県にまたがる場合は、それぞれの都県への許可申請が必要です。（保安距離のみが他都県にかかる場合を除く。なお、警備・交通規制等については警察署に相談すること。）

② 提出部数

公安委員会との協議が必要な場合 5部

公安委員会との協議が不要な場合 3部

（消費場所が千葉市・市原市管内の場合）

公安委員会との協議が必要な場合 4部

公安委員会との協議が不要な場合 3部

※保安距離が海上にかかる場合は、上記部数に加えさらに1部追加提出すること。

公安委員会と協議が必要な場合

- ・1日につき消費する火薬類の数量が150kgを超える場合
- ・国道、県道若しくは主要な市町村道から100m以内、鉄道・軌道から50m以内での消費
- ・学校、病院、劇場その他祭礼、催物、集会等が行われる場所及びその周辺100m以内での消費
 - ・人家、商店、工場、その他社会通念上市街地というにふさわしい程度に軒を連ねているところ及びその周辺100m以内での消費

③ 許可申請手数料 7,900円

④ 申請する時期

公安委員会と協議が必要な場合は、申請書の受理から許可まで4週間程度かかるので、余裕をもって申請してください。

⑤ 現地調査

申請書の受理後、消費場所及びその周辺の現地調査を実施しますので、主催者及び煙火業者の立ち会いをお願いします。

(3) 注意事項

- ① 花火大会の安全に関する責任は、煙火の打ち揚げを含めて主催者（申請者）にあることを忘れないでください。
- ② 主催者及び煙火業者等は、事前に消費場所の十分な把握を行うとともに、関係機関との打合せを行ってください。また、複数の煙火業者等が従事する花火大会では、各業者間の打合せも必要です。
- ③ 保安距離内に観衆、鉄道、道路（交通規制をした道路を除く）、建築物等が含まれないように打揚げ位置を決定してください。また、保安距離内は煙火消費の準備中も含め、危険区域として関係者以外の立入禁止を徹底するとともに、防火・防災対策に万全を期してください。
- ④ 煙火業者をはじめ煙火消費に関係する者は、煙火消費中はもとより、煙火消費の準備中及び終了後の後片付け等が完了するまで酒気厳禁を徹底してください。
- ⑤ 主催者は煙火業者を含めた煙火消費の保安管理体制を整備するとともに、煙火の消費を延期、中断又は中止する場合の関係機関との緊急連絡体制を事前に整備しておいてください。
- ⑥ 許可した内容（保安距離、保安物件の有無、煙火の数量、打ち揚げ方法等）と実際が異なる場合、気象条件が悪く煙火消費に危険が予想される場合、煙火等による事故が発生した場合は、煙火の消費を中断又は中止してください。
中断又は中止の具体的な判断事例については「千葉県内における煙火消費の中断又は中止に関する指針（25ページ）」を参照してください。
- ⑦ 花火大会に関する苦情等に関しては、事前に対応を検討しておいてください。
- ⑧ 黒玉等の火薬類の事故や災害を覚知した場合は、直ちに許可申請先に連絡してください。また、事故や災害の詳細を把握し、再発防止策を検討した段階で千葉県又は千葉市が定める報告書を基に許可申請先へ報告してください。

（参考）許可申請先に連絡が必要な事故事例

- ・火災（人的・物的被害なし（火災認定なし）の場合は事故に該当しないため、連絡不要。）
- ・黒玉（人的・物的被害なく、安全距離内で、規制時間内に、関係者が発見・回収した場合は事故に該当しないため、連絡不要。）
- ・落下物（部品落下、残滓）（人的・物的被害なしの場合は事故に該当しないため、連絡不要）
- ・その他（過早発、低空開発、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼（筒・容器・器具等の破損、誤発射、動物駆逐用煙火の破損等））

2. 煙火消費許可申請書の作成

(1) 許可申請に必要な書類一覧表

	書類名	作成上の留意事項	様式及び記載例
ア	火薬類消費許可申請書	① 申請者は法人または個人であること。 ② 申請の宛名は消費地を管轄する地域振興事務所長、市原市に関しては千葉県知事（産業保安課）とする。 千葉市に関しては千葉市長（消防局予防部指導課）とする。 ③ 煙火の種類及び数量は、別紙に詳細を記入すること。 ④ 荒天の場合の延期する期日を記入すること。 （延期期日が未定の場合は、15日間までの順延を認めるので、その旨記入すること。）	6ページ
イ	危険予防の方法	記載例を参考に、別紙に記入すること。	7ページ
ウ	煙火消費計画書	① 消費順序の概要を別紙のとおりと記入し、詳細な予定表を添付すること。 ② 打揚従事者は（公社）日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を所持していること。	8ページ
エ	申請位置図	市販の地図等により明示すること。	
オ	消費場所の見取図（状況図）	消費場所を中心に概ね半径 500メートル以内の保安物件の状況、保安物件までの距離、主たる観覧者の位置及び畑、山林、川、海、空地などの地形、消防車の位置、見張り人や大会本部の位置などを明確に記入すること。 ※ 例年同じ場所で行う場合であっても現地確認を行い、保安物件等の変更がないか調査する必要がある。	12ページ
カ	消費場所付近の詳細図	消費場所を中心に立入禁止区域内の状況を正確に記載し、打揚場所、仕掛場所、点火位置、煙火置場、焼金用コンロ設置等を記入し、それらの相互の距離を明確に記入すること。	13ページ
キ	消費場所の土地権利者の承諾書の写し		
ク	煙火消費保安管理体制図		14ページ
ケ	緊急連絡体制図		16ページ
コ	その他	参考資料を添付すること。	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(2) 提出書類の様式と記載例

様式第29 (第48条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	
× 許可番号	

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

千葉県知事、〇〇地域振興事務所長又は千葉市長 様

申請者

住所 〇〇市〇〇町△-△-△

氏名 〇〇市長 〇 〇 〇 〇

名 称	〇〇市 (注. 主催者名)
事務所所在地 (電話)	〇〇市〇〇町△-△-△ 〇〇市商工観光課 (担当: ◎◎) 電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
職 業	〇〇〇〇〇〇
(代表者) 住所氏名 (年齢)	〇〇市〇〇町△-△-△ 〇〇市長 〇 〇 〇 〇 (才)
火 薬 類 の 種 量 類 及 び 数	3号玉……700個、5号玉……150個、8号玉……100個 10号玉……10個、スターマイン……20台 仕掛花火……5台、水中花火(5号玉) …20個 総火薬量〇〇〇Kg
目 的	〇〇観光祭花火大会 (注: 花火大会の名称)
場 所	〇〇市〇〇町〇〇河川敷
日 時 (期 間)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (△曜日) 午後7時から午後9時 (雨天延期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日) または (雨天の場合は、15日間までの順延とする。)
危 険 予 防 の 方 法	火薬類取締法施行規則第56条の4の各項目を遵守するほか、別紙の 危険予防の措置を行う。

危険予防の方法（記載例）

- 1 別紙図面のとおり、消費場所から半径_____m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の侵入防止を図る。
- 2 別紙図面のとおり、見張り人_____名を配置する。
(注：関係者以外の者が立入禁止区域内に侵入することがないように配置すること。)
(注：見張り人及び警戒要員は、具体的に「消防団〇〇名、市職員〇〇名、婦人会〇〇名、青年団〇〇名」と記載する。)
- 3 〇〇消防団の消防ポンプ車を現場に配備し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意する。
(注：打揚現場については煙火業者と、保安距離内を含む会場全体の消火体制については地元消防署と打合せを行い、万全を期すること。)
- 4 煙火の消費中は、別紙図面のとおり関係する周辺道路の一時通行止めを行う。
(注：通行止・治安維持等については地元警察署と十分に打合せを行い、万全を期すること。)
- 5 地元消防署、警察署等関係機関と協議の上、連絡体制を確立して安全の確保に努める。
- 6 立入禁止区域内は、煙火消費（打揚げ）に従事する者以外立入禁止とする。
(注：煙火消費従事者以外の関係者で立入禁止区域に入る者は申請書に明記すること。)
- 7 観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合など危険が予想されるときは、消費を中断する。
(注：火災警報発令下や大雨、雷等で危険が予想されるときは、消費を中断する。)
- 8 無人航空機の飛行が保安距離内で確認された場合は、消費を中断する。
- 9 風向きと強風については特に注意し、危険が予想されるときは消費を中止する。
(注：観客席側への風向きで強く吹いている場合や強風注意報が発令されている場合などは、中止することを検討する。)
- 10 点火方法は（1. 直接点火 2. 電気点火（無線の使用：有*・無） 3. その他（ ））とし、打揚筒から_____m離れた場所に点火位置を設定する。また、消費場所の状況等から20mを確保できない場合は、煙火の種類及び離隔距離に応じた防護措置及び安全対策として、畳床_____枚、ポリカーボネート板（厚さ_____mm）を_____枚使用する。
(注：「煙火の消費保安基準（公社）日本煙火協会編」に示された防護措置を参考とすること。)
- 11 事故発生に備えて救護班を待機させ、救護体制を整える。
- 12 黒玉については、煙火消費終了後現場を確認し、翌朝詳細に調査して午前_____時までには回収する。
- 13 その他（上記1～12以外の事項について、具体的かつ詳細に記入する。）
(注：特に地震時及び津波注意報・警報発令時の安全確保について)
※無線を使用する場合は、手引上（特殊な打揚方法について）を参考に必要な措置を講じる。

煙 火 消 費 計 画 書

消費の順序 の 大 要	<p>(時間による消費の予定を記入する。)</p> <p>合図用煙火 〇〇時〇〇分 〇号玉 〇発</p> <p>花火大会 (〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで)</p> <p>(煙火打揚) 〇〇時〇〇分 〇号玉 〇〇発</p> <p style="padding-left: 100px;">〇〇時〇〇分 〇号玉 〇〇発</p> <p>注：大規模な花火大会の場合は「別紙のとおり」と記入し、 詳細は予定表を添付する。</p> <p>(できるだけ実際のプログラムに準じること。)</p>			
煙火の製造業者 の氏名又は名称	注：打揚業者ではなく、煙火の製造業者を記載する。			
消費の作業に従事 する者	氏 名	生 年 月 日	住 所	経験 年数
				年
注：大規模な花火大会の 場合は別紙のとおりと し、煙火消費に従事する 者全員を記入すること。 また、煙火消費保安手帳 の写しを添付すること。 <u>※ 下記の注を参照。</u>				
消費場所見取図	別紙のとおり			
消費場所の土地権利 者の承諾書の写し	別紙のとおり			

注1：県ホームページに様式を掲載している「煙火消費従事者名簿」を申請書に添付することにより、
煙火消費保安手帳の写しの添付を省略できる。

注2：消費の作業に従事する者の住所について、番地の記載は不要とする。

消費する火薬類の種類・数量

1 打揚煙火

種類	種別	数量 (個)	特記 事項	種類	種別	数量 (個)	特記 事項
2.5号玉	ぽか物			5号玉		150	
	割物			6号玉			
3号玉	ぽか物	50		7号玉			
	割物	650		8号玉		100	
4号玉	ぽか物	50		10号玉		10	
	割物	450					

2 スターマイン 合計20台（数量は1台の当たりの個数と合計個数を記載する。）

種類	種別	数量 (個)					
		スターマイン			仕掛花火裏打(スターマイン)		
		大(5台)	中(10台)	小(台)	5台		
2.5号玉	ぽか物						
	割物	50/250	30/300		50/250		
3号玉	ぽか物						
	割物	50/250	30/300		50/250		
4号玉	ぽか物						
	割物	30/150			30/150		
合計		130/650	60/600		130/650		

3 その他の煙火

名称	数量	特記事項
仕掛花火(粹)	4	
水中花火	20	
ナイアガラ(200m)	1	
小型煙火	10	(小型煙火の種類別に記載する) 例：乱玉、花束、内筒、噴水・・・

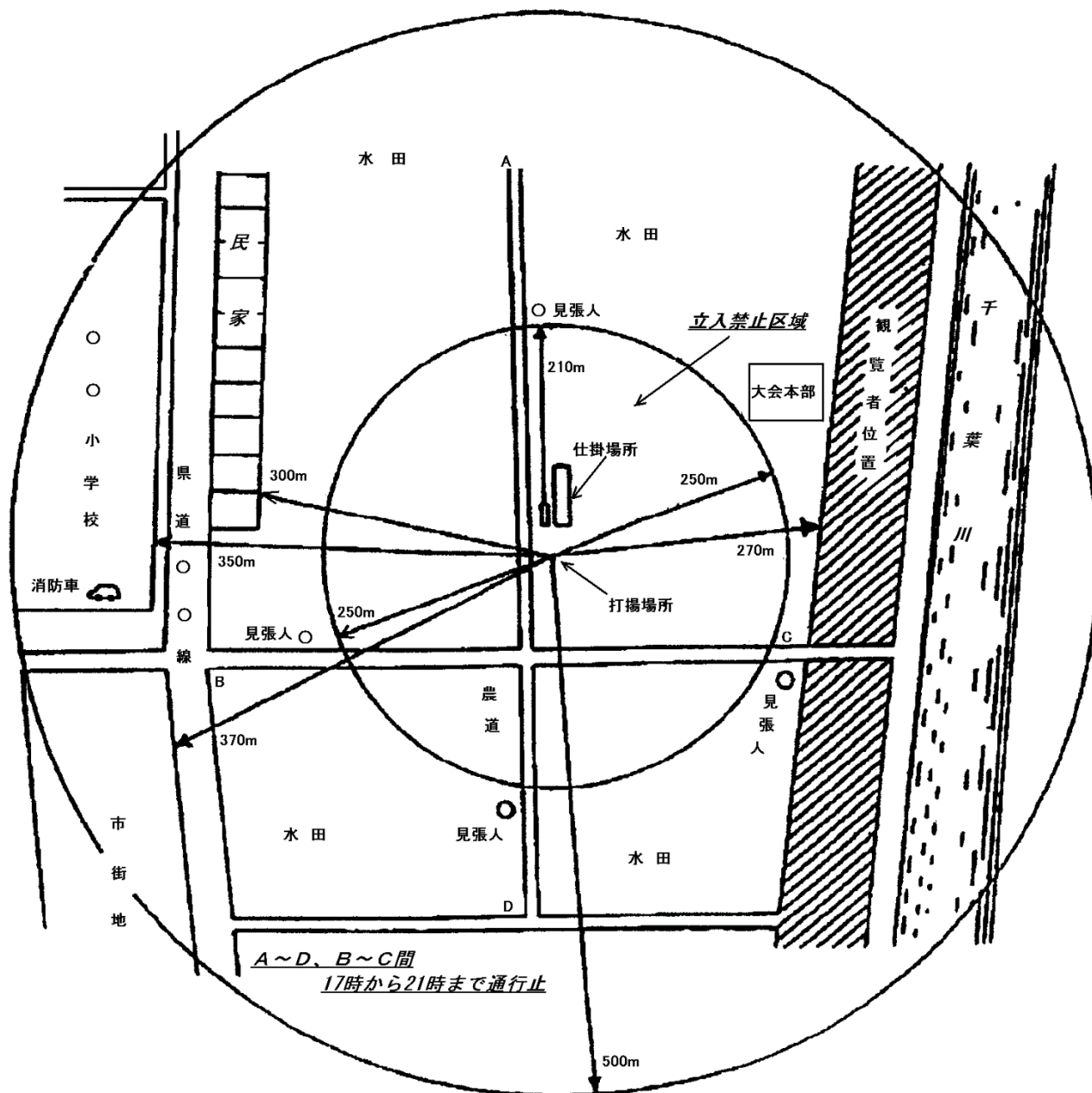
火 薬 量 計 算 書

	種 類	種 別	数 量 (個)	薬 量 (g)	計 (Kg)	打揚火薬量 (Kg)	総火薬量 (Kg)
打揚煙火	2.5号玉	ぽか物					
		割物					
	3号玉	ぽか物	50	70	3.5	50 × 20g=1Kg	4.5
		割物	650	130	84.5	650 × 20g=13Kg	97.5
	4号玉	ぽか物	50	130	6.5	50 × 40g= 2Kg	8.5
		割物	450	400	180.0	450 × 40g=18Kg	198.0
	5号玉		150	700	105.0	150 × 80g=12Kg	117.0
	6号玉						
	7号玉						
8号玉		100	2,800	280.0	100 × 250g=25Kg	305.0	
10号玉		10	5,000	50.0	10 × 500g= 5Kg	55.0	
スターマイン 含裏打	2.5号玉	ぽか物					
		割物	800	40	32.0	800 × 20g=16Kg	48.0
	3号玉	ぽか物					
		割物	800	130	104.0	800 × 20g=16Kg	120.0
	4号玉	ぽか物					
		割物	300	400	120.0	300 × 40g=12Kg	132.0
仕掛花火	仕掛花火 (粹)		4	5,000	20.0		20.0
	水中花火		20	700	14.0		14.0
	ナイアガラ		200m	100	20.0		20.0
その他の煙火	小型煙火		10	100	1.0		1.0
合 計						1, 140. 5kg	

消 費 順 序

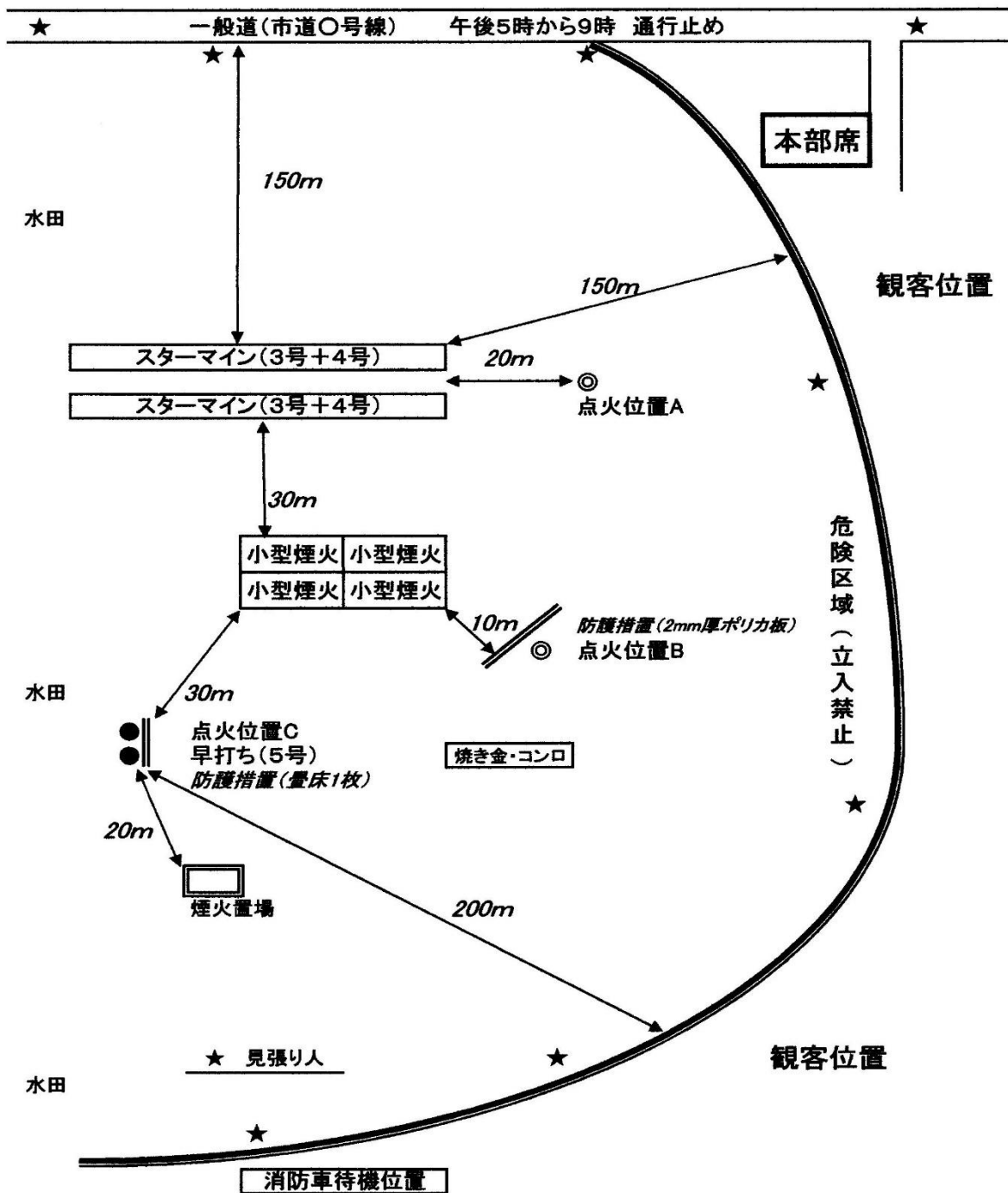
打揚時刻	2.5号	3号	4号	5号	6号	8号	10号	スターマイン	仕掛	裏打	小型煙火
19:00 (合図用)		10									
19:30 (花火大会)		190	100					5			
19:40				50		20		2			
19:50						20		2			
20:00		100	100				5		2	2	5
20:10		200	200			20					
20:20				50				2			
20:30						20			1	1	
20:40		200	100					2			
20:50				50		20	5	2	2	2	5
21:00											
合 計		700	500	150		100	10	15	5	5	10

図一 1 消費場の見取図（状況図）（例）



○保安物件の位置と距離、主たる観覧者の位置及び畑、山林、川、海、空地などの地形、大会本部の位置などを明確に記入すること。

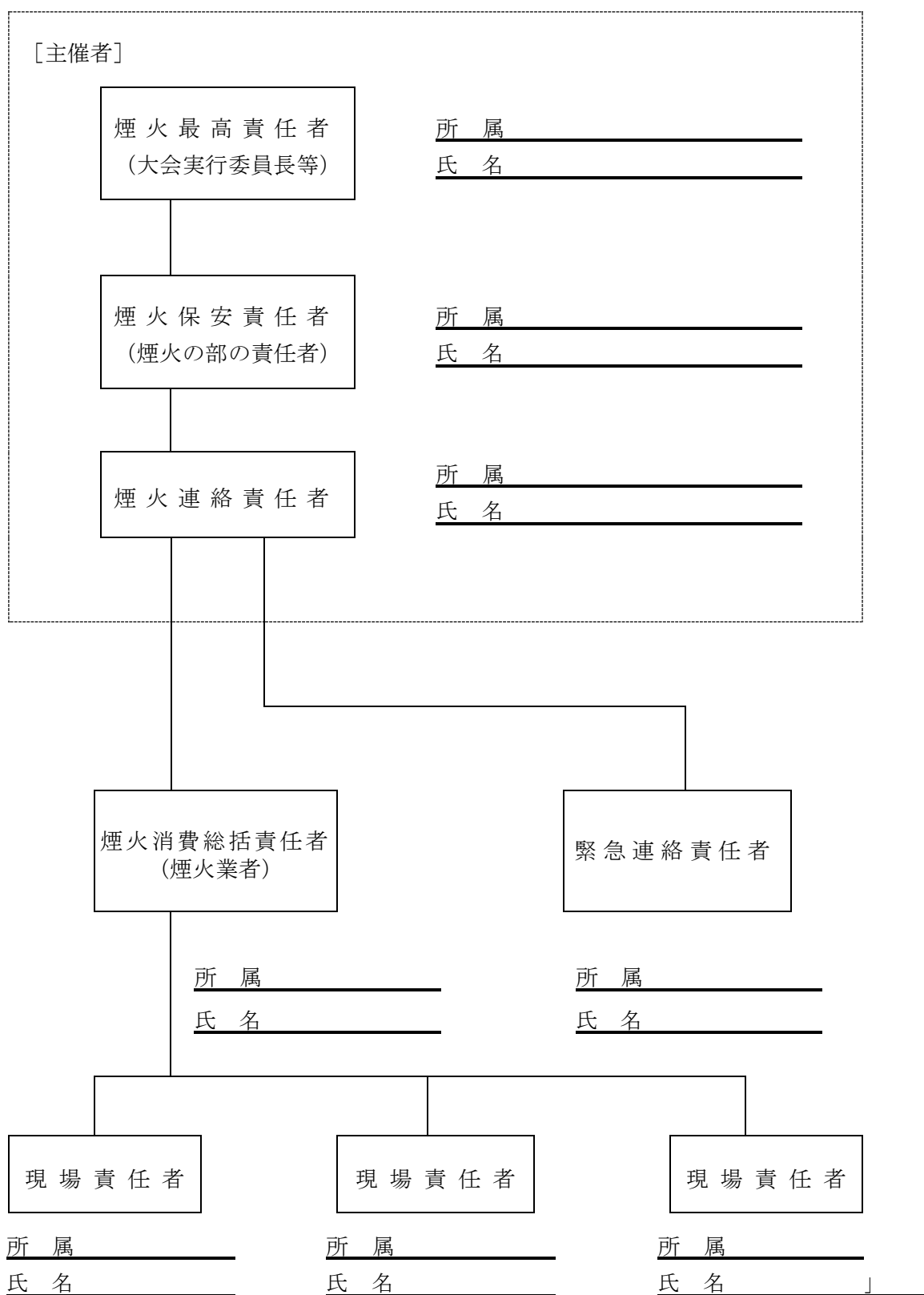
図-2 消費場所付近の詳細図 (例)



○消費場所を中心に立入禁止区域内の状況を正確に記載すること。

打揚場所、仕掛場所、点火位置（防護措置）、煙火置場、焼金用コンロの位置、消防自動車待機位置等を記入し、それらの相互の距離を明確にすること。

煙火消費保安管理体制図



- ・**煙火最高責任者** 煙火消費に係る最高の責任者で安全確保のための統括管理を行う。
通常は、花火大会（祭り）の主催の最高責任者で消費許可申請者である。
- ・**煙火保安責任者** 煙火消費の会場における主催者側の責任者で煙火連絡責任者を指揮し、安全管理を行う者。
- ・**煙火連絡責任者** 煙火消費に係る主催者側の保安担当で、煙火消費の会場に常駐し安全管理を行う。特に警戒区域内の警備状況についての管理を行う。
煙火消費総括責任者及び煙火保安責任者と連絡を密にし、県等関係機関との連絡調整に当たる。
緊急時又は中止等の際には、早急に緊急連絡体制に基づいて電話連絡を行う。
- ・**煙火消費総括責任者** 煙火消費の会場における煙火業者側の最高責任者で、消費の安全確保のための総括管理を行う。
現場責任者、各班担当責任者と作業について十分に打合わせを行い、事前に安全確認を行うこと。
打揚げ従事者に対しては、事前に保安教育を実施しておくこと。
気象条件及び周囲の環境の変化等に常に気を配り、危険の恐れがあると判断した場合は、直ちに主催者に対し中断又は中止等の要請を行うこと。
- ・**現場責任者** 消費の際の責任者で、煙火消費総括責任者の指示に基づいて進行管理に努め、安全に消費されるよう各班担当責任者を指揮すること。
複数の煙火業者が消費する場合は、それぞれの現場責任者を置くこと。
- ・**緊急連絡責任者** 煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合に煙火消費総括責任者に代わって煙火連絡責任者に直ちに通報する。

注1：緊急連絡責任者は煙火業者側の連絡要員であって、煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合や打揚現場所在の煙火消費総括責任者との調整が必要な場合における連絡業務を行う。

注2：煙火連絡責任者及び緊急連絡責任者は、大会本部席に同席するなど常にその所在を明確にし、相互に連絡が取れるようにすること。県（市）の立入検査を受けているときは、煙火連絡責任者及び緊急連絡責任者の所在を県（市）職員に連絡すること。

注3：主催者本部、消費現場、見張り人等の警備責任者及び消防等の消火責任者間は、常に相互連絡がとれるようにすること。

注4：2業者以上の煙火業者が担当する場合には、事前に打ち合わせを行い、順序、分担、連絡体制等を確認すること。また、煙火総括責任者は常に消費現場全体を把握すること。

緊急連絡体制図

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">主 催 者</div>	<p style="text-align: center;">(煙火連絡責任者)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>TEL _____</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">煙 火 業 者</div> <p style="text-align: center;">(煙火消費総括責任者)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>TEL _____</p>	<p style="text-align: center;">申請先 (産業保安課、地域振興事務所又は千葉市 消防局予防部指導課) を記載すること。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">申 請 先</div>	<p>名 称 _____</p> <p>TEL _____</p> <p>休日・夜間 _____</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">警 察 署</div>	<p>名 称 _____</p> <p>TEL _____</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">消 防 署</div>	<p>名 称 _____</p> <p>TEL _____</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">海 上 保 安 庁</div>	<p>名 称 _____</p> <p>TEL _____</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;">航 空 局</div>	<p>名 称 _____</p> <p>TEL _____</p>

注 1 : 県、警察署、消防署等の関係行政機関の名称を記載すること。

注 2 : 電話番号欄には休日・夜間の連絡先も記載すること。

(3) 特殊な打揚方法について

特殊な打揚方法（斜め打ち、水中花火、小型煙火等）を行う場合は、その旨を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載してください。

- ① 斜め打ちの場合は、その方向を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載し、別紙にて打揚筒の設置方法、打揚角度、開発のしかた、飛散範囲、煙火玉が不点火等によって落下した場合の落下予想到着地点等について記載してください。なお、打ち出しの際の衝撃により当該打揚筒等の方向が変化しないように確実に固定することとし、観客席に向けた斜め打ちは行わないでください。
- ② 水中花火の場合は、その方法（打ち込み、投げ込み、固定式の別）を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載し、打ち込み式の場合は斜め打ちの書類を作成して開発予定位置から2級の保安距離を、その他については3級の保安距離を確保してください。
- ③ いわゆる「小型煙火（内筒打ち出し、乱玉、噴出、回転物等）」は種類が多様で、一律の基準設定が困難ですので、別紙にて個別に設置（固定）方法、燃焼（開発）のしかた、打揚（噴出）高さ、火の粉の飛散範囲等の資料を提示してください。
- ④ 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないことを証する資料を以下の項目を参考に提示してください。

- ・無線点火器は電波法の規定による技術基準を満たしたもの（適合証明を受けた無線設備）であるか。
- ・通信用の無線電波が遮断しても点火されないものであるか。
- ・複数のコントローラーを用いる場合は、使用周波数が相互に干渉しないよう設定するか。
- ・周波数設定後、容易に設定が変わらないようにするか。
- ・送受信機の周波数登録は現場ごとに確実に登録するか。

(4) 打揚従事者の安全確保について

打揚従事者の安全確保のため、点火方法は原則として打揚筒から20m以上の遠隔点火としてください。また、20号玉以下の煙火であって消費場所の状況等から20mを確保できない時は、煙火の種類及び離隔距離に応じた防護措置及び安全対策を取ってください。（「煙火の消費保安基準（公社）日本煙火協会編」に示された防護措置を参考とすること。）

(5) 煙火の無許可消費数量

火薬類取締法第25条第1項ただし書きの規定により、次の場合は火薬類消費許可を受けずに煙火の消費ができます。なお、許可を要しない場合であっても、同法第26条により消費の技術基準（同施行規則第50条及び第56条の4）を遵守する必要があります。

(注：以下の数字は同一消費地において1日に消費できる数量です。)

1. 信号または鑑賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑤の重複消費可能）
 - ① 直径14cm以下の球状の打揚煙火 75個以下
(直径6cmを超えるものの個数が25個以下であって、直径10cmを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。)
 - ② 仕掛煙火に使用する炎管 200個以下
 - ③ ファイヤークラッカーその他の点火により爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） 300個以下
 - ④ 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火 300個以下
 - ⑤ 競技用紙雷管 無制限
2. 映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費する場合（①、②の重複消費可能）
 - ① その原料をなす火薬若しくは爆薬50g以下の煙火 85個以下
(その原料をなす火薬又は爆薬15gを超えるものの個数が35個以下であって、その原料をなす火薬又は爆薬30gを超えるものの個数が5個以下である場合に限る。)
 - ② 発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火 無制限
3. 動物の駆逐の用に供するために消費する場合
1日につき原料をなす火薬又は爆薬10g以下の煙火 200個以下

3. その他の許可申請・届出・通報等

以下の内容について、別途申請等を必要とする場合がありますので、関係機関に問い合わせの上、必要に応じて手続きを取ってください。（これ以外にも調整が必要な場合があります。）

内 容	申請の種類	問い合わせ先
煙火の運搬	火薬類運搬届（火薬量600kg超）	出発地を管轄する警察署
煙火の打揚げ	煙火打上げ届（火災予防条例） 花火打上げ許可又は通報 （航空法）	管轄の消防署 東京空港事務所 （03-5756-1521）
保安距離が海上にかかる場合	港則法、海上交通安全法による許可申請	管轄の海上保安部（署） 千葉海上保安部(043-242-1805) 銚子海上保安部(0479-24-6685)
港湾施設を利用する場合	港湾施設内行為許可申請 水域占用許可申請	管轄の港湾事務所 〃
漁港施設を利用する場合	占用・使用許可申請	管轄の漁港事務所
漁場若しくは停船施設を利用する場合	承諾書、同意書	関係漁業関係者 （漁業協同組合）
台船を利用する場合	届出	管轄の海運支局
海岸を利用する場合	海岸使用申出 海岸保全区域占有許可申請	管轄の土木事務所
河川を利用する場合	河川敷等一時使用許可申請	同 上
公園を利用する場合	公園内行為許可申請	公園を管理する事務所
水資源開発施設を利用する場合	水資源開発施設使用承認申請	管轄の管理事務所 （水資源機構）
送電設備付近で消費する場合	承諾書（必要に応じ同意書）	東京電力
土地、建物、道路、施設等を利用 若しくは消費場所に隣接する場合	事前打合せを行い、必要に応じて承諾書又は同意書	関係機関、管理者等

4. 煙火消費に係る保安距離基準

千葉県内で煙火を消費する場合の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から人の集合する場所、道路（交通規制をした道路を除く）、建築物等までの安全な距離（保安距離）は次のとおりです。

（1）打揚煙火（スターマインを含む）

※ 千葉県内では2級保安距離を採用しております。

		1級保安距離(m)	2級保安距離(m)	3級保安距離(m)
7.5cm 以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9cm 以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12cm 以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15cm 以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18cm以下		220	190	130
24cm以下		250	210	130
30cm以下		290	240	150
45cm以下		300	250	200
60cm以下		400	300	*

（注）「ぽか物」：少量の割薬を用いた重量の軽いもの。

「割り物」：多量の割薬を用いた重量の重いもの。

(2) 仕掛煙火

① 水上（地上）仕掛

この表で示す水上（地上）仕掛は、焰管を水面で消費する水中金魚及び煙火玉を水面又は平坦な地面上で消費する仕掛煙火をいう。

② 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

水中（地上）仕掛の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
(1) 水中金魚 水中に焰管を投げ込み、投げ込まれた焰管が火の粉を噴き出しながら水上面を走行するもの	焰管の走行範囲から20m以上及び投げ込み位置から20m以上	① 手投げにより確実に焰管を目的の水面に投げ込むこと。 ② その他の焰管の放出方法については、その都度知事等と協議する。
(2) 水上花火（水中花火） 煙火玉を水面で開かせるもの。 ア. 竹竿や水面上に固定した台に煙火玉を設置して開かせるもの。	打揚煙火の3級保安距離以上。	① 煙火玉等を固定するものが煙火玉の開発により破損し飛び散らないものを使用すること。但し、飛散した場合においても観客等に安全な材料である場合は除く。 ② 煙火玉の固定位置及び煙火玉が移動しないよう確実に固定すること。
イ. モーターボート等に煙火玉を積んで走行し、人が導火線に火を付けて水面に投げ込み開かせるもの	投げ込み位置から打揚煙火の3級保安距離以上。	① 火の粉等によってボート内の煙火玉に点火しないよう配慮すること。 ② 煙火玉の開発時間を考慮した消費方法とすること。 ③ 投げ込みは熟練者が行うこと。
ウ. 打揚筒を傾斜させて設置し、水面に向けて打ち出し開かせるもの	打揚筒の設置位置から打揚煙火の3級保安距離及び煙火玉の開発予定位置から2級保安距離を確保し、打揚筒と煙火玉の開発予定位置においてできる保安距離の円の共通外接線で囲まれた範囲以上。	
(3) 地上花火 煙火玉を平坦な地面で開かせるもの	煙火の設置位置から打揚煙火の3級保安距離以上。	① 煙火玉を平坦な地面に固定し、煙火玉の位置が移動しないようにすること。 ② 煙火玉の開発位置は、土、芝生等の場所とし、煙火玉の開発により石等の危険物が飛散しないような措置を講ずること。

(3) 演出効果用煙火

① 演出効果用煙火

映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、テーマパークの特殊効果その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために消費する煙火をいう。

② 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

演出効果用煙火の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(1) 噴水、車花火等火の粉又は火花等を吹き出したり、爆竹、エアーパーストのようにその場で燃焼爆発するもの及びモーターヒットのように火炎及び煙を伴って燃焼するもの又は燃焼によって音、せん光、煙を伴うものであって発射薬を使用しないもの。(手筒花火を除く。)</p>	<p>火の粉等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離であって最低5m以上。 但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの(不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。)にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>① 火の粉等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ② 風等により火の粉等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>
<p>(2) 筒等から紙吹雪等を打ち出すものであって、打ち出す物が観衆等に対して安全なもの。</p>	<p>本表(1)の煙火に準じる。 但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの(不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。)にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>① 紙吹雪等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ② 直接観衆等に向けて消費しないこと。</p>
<p>(3) 乱玉、花束、小トラ等発射薬を用いて打揚筒から星、笛等を打ち出し2次開発しないもの。 但し、蜂の打ち出しを除く。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離であって最低10m以上とする。</p>	<p>① 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。 ② ①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。 ③ 煙火の設置、固定が確実に行われていること。 ④ 風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>

演出効果用煙火の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(4) 球状若しくは円筒形等の玉の中に星、蜂、笛等を詰め込み、発射薬を用いて打揚筒等から打ち出して2次開発するもの(星自体が開発するものを含む。)</p> <p>但し、玉等の最大直径が5cm以下であって、1発の玉又は星の火薬量が25g以下のものに限る。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離で最低20m以上。</p>	<p>① 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。</p> <p>② ①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。</p> <p>③ 煙火の設置、固定が確実に行われていること。</p> <p>④ 風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>
<p>(5) (1)から(4)に属さない演出効果用の煙火</p>	<p>煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度知事等と協議する。</p>	<p>煙火の取扱方法について、十分検討し、危害予防に努めること。</p>

注：星又は火の粉等が飛散する範囲とは、星・火の粉又は火花が燃焼中に飛散する最大距離をいう。

(4) 手筒花火

① 手筒花火

火の粉又は火花を吹き出すか噴出する立火を人が手に持って消費する煙火をいう。

② 保安距離

装 薬 量	筒の吹き出し方向及び その後方に対する距離 (*)	筒の側面に対する 距離(*)	筒相互間の距離
300g未満	直立点火 ー 直立点火以外 10 m	5 m	3 m
300g以上 600g未満	20 m	10 m	
600g以上1,200g未満	30 m	15 m	
1,200g以上1,800g未満	40 m	20 m	
1,800g以上3,000g未満	60 m	30 m	5 m

注：十分な高さの防災パネル又は防災シートによる防護幕を張る等、十分な危害予防の処置をした場合はこの限りでない。

③ 特に注意すべき消費の方法

特に注意すべき消費の方法は、次に掲げるとおりとする。

- ・消費中の移動範囲（消費区域）を消費場所に明示し、観客に対して安全な距離を点火する前に確保すること。
- ・吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒花火を持つ姿勢には十分注意すること。

5. 千葉県内における煙火消費の中断又は中止に関する指針

煙火消費場所の立入検査において、消費の準備中及び消費中に下記の各事項を確認した場合、千葉県（消費場所が千葉市内にあっては千葉市）（以下「千葉県又は千葉市」という。）は関係機関（消費場所を管轄する警察署、消防署等）と協議して、消費者に対して煙火消費の中断又は中止を指導するものとする。

なお、立入検査を行わない小規模な消費や無許可消費数量に該当する消費についても、これに準じて指導することとする。

記

1 煙火の消費基準が守られない場合

- (1) 火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 及び千葉県煙火消費許可要領（千葉市内にあっては千葉市煙火消費許可要領）の各規定が守られないとき。
- (2) 火薬類消費許可申請書に記載された危険予防の方法が守られないとき。
- (3) 設定した危険区域（立入禁止区域）内に関係者以外の者が立ち入ったとき。
※「関係者以外の者」には車両・船舶等が含まれる。
- (4) その他、消費許可にあたり付した許可条件が守られないとき。

2 消費場所及びその周辺が天候上の原因により危険な状況となるおそれがある場合

- (1) 強風が一定時間継続して吹き、消費場所及びその周辺が危険な状態となるおそれがあるとき。
※「強風」については、概ね木々の大枝が動き又は市街地の電線等がヒューヒューと鳴る程度の風、即ち風速 10 メートル以上の場合で、このような場合には概ね強風注意報が発令されるのが普通である。
また、「一定時間継続して」とは概ね 10 分間とする。なお、消費場所の周囲の状況や風向きによっては、風速 10 メートル以下であっても「危険な状態」と判断する場合がある。
※消費場所上空での風の状況を把握するため、少量の煙火玉を打ち揚げて燃え殻や煙の流れ方を観察する方法がある。
- (2) 大雨又は落雷のおそれがあり、消費場所及びその周辺が危険な状態となるおそれがあるとき。
※激しい降雨の場合や大雨注意報が発令されるなど天候の悪化が見込まれる場合、煙火消費の準備中や消費に際して発射薬や導火線の吸湿・吸水等により安全な消費が行われぬおそれがある。
※電気点火の場合であって、雷注意報が発令されるなど落雷の危険があるときは、点火玉や電気導火線に係る作業を中止すること。
- (3) 海上又は水上での消費であって、波高が著しく高く、消費場所及びその周辺が危険な状態となるおそれがあるとき。
※海上（水上）での消費に台船等を使用する場合、波浪注意報が発令されるなど波の高い状況（概ね波高 1.5m 以上）では、打揚筒が傾斜して打ち揚げ方向が変わり安全な消費が行われぬおそれがある。
- (4) 消費場所を含む地域に火災警報が発令されたとき。

3 自然災害が発生するおそれがある場合

(1) 河川上又は河川敷での消費であって、河川の増水により消費場所及びその周辺が危険な状態となるおそれがあるとき。

※消費場所付近だけでなく、その河川の上流地域の気象情報にも注意する必要がある。

(2) 地震が発生した場合であって、気象庁において消費場所所在市町村の震度観測点で震度4以上の発表があったとき。

(3) 海上又は海岸での消費であって、気象庁において千葉県沿岸地域に津波注意報以上が発令されたとき。

4 事故等が発生した場合

(1) 煙火消費による人身事故等が発生したとき。

(2) 過早発や低空開発、黒玉等が連続して発生し、又は筒ばねが発生することにより、安全な煙火消費の継続が困難になったとき。

※これら異常な現象が発生した場合は、消費を中断して直ちに原因等の究明を行わせる。その結果、以後の安全な消費について確証を得られない場合は消費中止を指導する。

※これら異常な現象を起こした煙火の種類、発生状況、発生原因と対応策等について、後日速やかに千葉県又は千葉市に報告すること。

(3) 観客に煙火以外の要因による事故等が発生し、消費の継続が救護活動の支障となると判断したとき。

5 その他

煙火消費を中止した場合は、消費者及び煙火業者に次のとおり指導する。

(1) 未使用の煙火は回収して煙火火薬庫など適切な貯蔵施設に持ち帰ること。なお、天候上の原因により消費を中止し翌日に順延するなどの理由で煙火を消費場所に存置する場合、消費者は千葉県又は千葉市並びに関係機関に通報した上で、その数量に応じた見張り人を配置して盗難防止に万全を期すること。

(2) 点火後打ち揚がらない煙火及び黒玉は、煙火業者が適切な処置を行った上で確実に回収すること。

6. 煙火消費許可申請書の申請先

消費する市町村	申請先	住所及び連絡先	電話番号
千葉市	千葉市消防局 予防部指導課保安係	〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1	043(202)1672
市原市	防災危機管理部 産業保安課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043(223)2722
習志野市・八千代市 市川市・船橋市・浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	〒273-8560 船橋市本町1-3-1(フェイスビル7F)	047(424)8281
松戸市・野田市・柏市 我孫子市・流山市 鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	〒271-8560 松戸市小根本7	047(361)2111
佐倉市・成田市・四街道市 印西市・八街市・白井市・ 富里市・印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	〒285-8503 佐倉市鐮木仲田町8-1	043(483)1111
香取市・香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	〒287-8502 香取市佐原イ92-11	0478(54)1311
銚子市・匝瑳市・旭市	海匝地域振興事務所 地域防災課	〒289-2504 旭市ニ1997-1	0479(62)0261
東金市・山武市・山武郡 大網白里市	山武地域振興事務所 地域防災課	〒283-0006 東金市東新宿17-6 (東金合同庁舎敷地内)	0475(54)0222
茂原市・長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475(22)1711
勝浦市・いすみ市・夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470(82)2211
館山市・鴨川市・南房総市 安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	〒294-0045 館山市北条402-1	0470(22)7111
木更津市・君津市・富津市袖 ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34	0438(23)1111